重要　「子どものための教育・保育給付支給認定証」について

この「子どものための教育・保育給付支給認定証」は子どものための教育・保育給付の支給認定結果についてお知らせするものです。平成 27 年 4 月から認定区分に応じた施設を利用する時に必要となります。内容をご確認いただくとともに，大切に保管してください。なお、実際に施設を利用できるかどうかは定員等を考慮した別の調整が必要になるため（「利用承諾（保留）通知書」でお知らせします）、利用が保留だった場合はこの認定証があっても施設を利用することはできません。その場合、今後、利用が承諾された時に必要になります。

子どものための教育・保育給付とは？

児童の教育・保育にかかる費用を給付費として支給するもので，町からご利用の施設に直接支払われます。給付費は施設の種類や児童の年齢などにより、国が定めた公定価格で算定され、利用者負担額との差額を国・県・町で負担しています。

1．認定区分

認定区分	内容	利用できる施設
保育認定（1号）	満３歳以上で幼稚園等での教育を希望されている方	幼稚園，認定こども園（教育部分）
保育認定（2号）	満３歳以上で両親ともに就労されているなど保育の必要がある方	保育所（公立・私立），認定こども園（保育部分）
保育認定（3号）	満３歳未満で両親ともに就労されているなど保育の必要がある方	保育所（公立・私立），認定こども園（保育部分） 地域型保育事業（家庭的保育，小規模保育等）

2．保育必要量

「保育必要量」は保育認定（２号），保育認定（３号）の方のみ表示されています。利用できる保育時間を認定したもので，具体的な時間帯は各施設で設定しています。この時間を過ぎた場合は延長保育となります。また，保育料（利用者負担）も「保育標準時間」と「保育短時間」では異なります（月額 0～1,000 円程度）。判定の基準は，保育を必要とする事由が「就労」「就学」の方は就労（就学）時間により，それ以外の方は事由によって一律に判定しています（保育短時間を希望される場合には保育短時間となることもできます）。通勤時間の長さや時間外勤務など特別な事情により，保育必要量の変更が必要な方はご相談ください。

保育必要量	保育時間
保育標準時間	１１時間（現行の保育時間と同じ。時間帯は施設ごとに設定）
保育短時間	８時間（時間帯は施設ごとに設定）

○　保育必要量の判定基準

保育必要量	就労（就学）時間	就労・就学以外の保育を必要な事由
保育標準時間	月 120 時間以上	妊娠・出産，疾病・障害，介護，災害復旧など
保育短時間	月 60 時間以上 120 時間未満	求職活動，育児休業

【　保育時間区分について　】

町内保育所（公立・私立）を**継続**利用の方は，保育必要量に関する申立により，判定基準で「保育短時間」になる方でも，ご希望があれば「保育標準時間」の認定を受けることができます（逆も可能）。そのため，兄弟で別々の認定が出ている場合もあります。

３．保育を必要とする事由

「保育を必要とする事由」は保育認定（２号），保育認定（３号）の方のみ表示されています。ご提出いただいた証明書類などを元に判定させていただいております。また，「保育を必要とする事由」により下記の有効期間が設定される場合があります。

保育を必要とする事由	有効期間の終了日
子ども・子育て支援法施行規則第１条第６号（求職活動）	求職開始日から３ヶ月後
子ども・子育て支援法施行規則第１条第２号（妊娠・出産）	出産（予定）日（※）から２ヶ月後の月末
子ども・子育て支援法施行規則第１条第９号（育児休業）	育児休業終了日

※　実際の出産日により終了日が前後する場合があります。

４．有効期間

基本的には下記のように設定されています。有効期間終了後も施設の利用を希望する場合は再度申請し，認定を受ける必要があります。保育認定（２号），保育認定（３号）の方は「保育を必要とする事由」により，上記の有効期間と異なった有効期間が設定されている場合があります（上記「３．保育を必要とする事由」参照）。その場合でも，有効期間終了後も施設の利用を希望する場合は再度申請し，認定を受ける必要があります。

認定区分	有効期間
保育認定（１号）	認定日から小学校に入学する前の年度の３月３１日まで。
保育認定（２号）	認定日から小学校に入学する前の年度の３月３１日まで。
保育認定（３号）	認定日から満３歳になる年の前々日まで。

再度認定を受けるには・・・

（１）保育認定（３号）の方（「保育を必要とする事由」により有効期間を設定されている場合は（２）になります）

有効期間が終了する時期になりましたら，郵送でお知らせいたします。（※企業主導型保育事業に在籍中の方は除きます。再度、企業主導型保育施設を利用する際、教育・保育給付認定証が必要な場合にはお手続きが必要です。詳細は当町ホームページをご確認ください。）

（２）「保育を必要とする事由」により有効期間を設定されている方

有効期間終了までに所定の証明書類を添付し申請をしていただければ，再度認定を受けることができます。なお，「子ども・子育て支援法施行規則第１条第９号（育児休業）」の方は，育児休業の有効期間内に取得することはできませんので，申請時点での添付は不要です。復職して２週間以内にご提出ください。

保育を必要とする事由	必要書類
子ども・子育て支援法施行規則第１条第６号（求職活動）	「就労証明書」など保育が必要な事由を証明するもの
子ども・子育て支援法施行規則第１条第２号（妊娠・出産）	「就労証明書」など保育が必要な事由を証明するもの ※育児休業を取得される場合は，育児休業期間の記載された「就労証明書」
子ども・子育て支援法施行規則第１条第９号（育児休業）	「復職日が記載された就労証明書」（復職して２週間以内に提出）

認定区分などの変更が必要な場合

次のような時は認定区分などの変更の申請等が必要になります。「子どものための教育・保育給付　支給認定変更申請書」に状況が分かる証明書等を添付してこども未来課までご提出願います。

①　仕事をやめた時　　②　妊娠した時　　③　勤務時間を増やした・減らした時
④　幼稚園に入園を希望するなど，保育認定から教育認定になる時　など

≪連絡先≫　阿見町役場こども未来課　保育係　☎　029-888-1111（内線 117・708）